

## ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）ーゴールドマン・サックス・米ドルファンド累積投資約款

お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との間のゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドの設定する「ゴールドマン・サックス・米ドルファンド（以下「GSAM米ドルファンド」といいます。）」の累積投資の取扱いについては、別に定める「投資信託取引約款」および「外国証券取引口座約款」の他以下の定めに従います。

### 第1条（申込方法）

- 1 累積投資契約は、当社所定の申込書によりお申込頂きます。
- 2 既に投資信託口座をお持ちの申込者が、「GSAM米ドルファンド」の申込をされた場合、累積投資契約の申込が行われたものといたします。

### 第2条（買付の単位）

買付の単位は、3,000米ドル以上1,000米ドル単位とします。

### 第3条（買付）

当社は、申込者から指定預金口座からの振替の方法により買付の申込が行われ、指定預金口座の残高が申込金額を当社所定の為替レートで換算した円貨額に達しているときには、ファンドの約款に定められた基準価額をもって「GSAM米ドルファンド」の買付を行います。なお、「GSAM米ドルファンド」について、外貨預金口座からの振替の方法により買付の申込を行う場合には、別途「口座振替等依頼書（外貨建MMF）」を届け出て下さい。

### 第4条（収益分配金の再投資）

有価証券の収益分配金は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、自動的に「GSAM米ドルファンド」の買付をいたします。

### 第5条（買付の時期および価額）

- 1 当社は、申込者から買付の申込があった日の翌営業日に「GSAM米ドルファンド」を申込者に代わって取得いたします。
- 2 上記の1の取得価額は、取得日の前日の基準価額とします。
- 3 申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1セント）を下回ったときは、上記1および2にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1セント）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に「GSAM米ドルファンド」を申込者に代わって取得します。

### 第6条（返還）

- 1 申込者は、ファンド約款に定められた申込可能日にはいつでも、所定の手続により有価証券、またはその収益分配金の返還を請求することができます。
- 2 返還にかかる有価証券については、換金のうえ、当社所定の為替レートで換算した円貨相当額もしくは外貨額（口座振替等依頼書（外貨建MMF）を届け出ている場合）をもって、その翌営業日以降にその代金をお支払いすることにより返還いたします。

### 第7条（その他）

- 1 本契約という営業日とは、ダブリン、ロンドン、日本およびニューヨークの銀行の取引日で、かつ、ニューヨーク証券取引所の営業日である日を行います。
- 2 当社は、本契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以 上

※なお、「GSAM米ドルファンド」については2004年10月以降、新規の買付の申込を中止しています。